

森林整備工事競争入札参加資格審査申請要領
(令和6・7年度)

山口県農林水産部森林整備課

目 次

1	はじめに.....	1
2	定義.....	1
3	申請者の競争入札参加資格.....	1
4	申請書の受付日時・場所等.....	2
5	申請書の提出方法等.....	2
6	申請書及び添付書類.....	3
	(1) 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）.....	3
	(2) 登記事項証明書及び誓約書.....	4
	(3) 資格要件に必要な認定書等（写し）.....	4
	(4) 業務に必要な資格検定合格証等.....	4
	(5) 納税証明書〔申請日以前3ヶ月以内のもの。（写し可）〕.....	5
	(6) 財務諸表（審査対象となる営業年度の終了日以前2年の財務諸表）.....	5
	(7) 営業所一覧表（第6号様式）.....	5
	(8) 委任状.....	6
	(9) 経営事項（第8号様式）.....	6
	(10) 森林整備工事実績一覧表（第9号様式）.....	6
	(11) 技術（作業）職員名簿（第10号様式）.....	6
7	提出部数.....	6
8	資格審査の結果通知.....	6
9	申請後に変更があった場合の届出.....	7
	(1) 変更事項.....	7
	(2) 提出方法.....	7
10	その他.....	8
	申請書及び添付書類一覧表.....	10

1 はじめに

令和6・7年度において、山口県が発注する森林整備工事の指名競争入札に参加するための資格の審査を受けようとする方は、次の要領により申請してください。

なお、申請にあたっては、この要領に示す内容を十分に熟知し、間違いのないように注意してください。

2 定義

この要領において、「森林整備工事」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事（下刈り、つる切り等）並びにこれらに類する工事（作業歩道、木柵工等）をいう。

3 申請者の競争入札参加資格

競争入札に参加することのできる者は、次の(1)から(4)に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、2等級（別に定める「森林整備工事競争入札参加資格審査事務要領」（別表）に基づく格付の等級）に区分して格付される資格を有するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項の規定において準用する政令第167条の4の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による山口県知事の認定を受けた者。
- ② 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和4年山口県告示第365号）2の(1)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、令和7年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、その当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

(2) 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

- ① 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者〔森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。〕。
- ② 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係る2次試験に合格した者に限る。）。)
- ③ 農林水産大臣から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者。
- ④ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者。
- ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、

当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ3年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ2年以上）の実務経験を有する者。

⑥ 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上の実務経験を有する者。

(3) 常時5人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち3人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育〔労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。以下「伐木等の業務特別教育」という。〕を受けた者であること。

(4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

4 申請書の受付日時・場所等

	集中受付期間	集中受付期間以降
受付期間	令和6年2月6日(火)～同年3月5日(火)	随時受付
受付時間	9時00分～16時00分	9時00分～16時00分
受付場所	農林水産部森林整備課（県庁舎10階）	
有効期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	資格認定日の翌日～令和8年3月31日
提出先・ 問い合わせ先	〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県農林水産部森林整備課治山林道班 電話番号 083-933-3491	
<p>(注1) 受付は、開庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く。)で、12時00分から13時00分までは除きます。</p> <p>(注2) 集中受付期間とは、令和6年4月1日から資格を得ようとされる方を対象に受け付ける期間で、令和6年3月末に資格認定結果を通知します。</p> <p>(注3) 集中受付期間以降の資格認定結果の通知については、毎月15日までに受付を終えた者は当月末に、16日以降に受付を終えた者は翌月末とします。</p>		

5 申請書の提出方法等

(1) 「4 申請書の受付日時・場所等」の受付場所に持参又は提出先に郵送してください。

※申請書の内容を熟知の方が持参又は郵送（担当者・問い合わせ先がわかる送信票等を添付）してください。

なお、以下の様式は、「やまぐち電子申請サービス」からオンライン上で作成・提出が可能です。その他の様式及び添付書類は、従来どおり持参又は郵送してください。

ア 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

※持参する場合は、来庁の日時をあらかじめ「**4 申請書の受付日時・場所等**」の問い合わせ先に電話にて連絡してください。

※郵送の場合は、消印の日付をもって受付日を判断します。

- (2) 集中受付期間に持参される方は、締切日（令和6年3月5日）が近くなりますと混雑が予想されますので早めの提出にご協力ください。
- (3) 申請書の記入及び添付書類に不備があるものは受付できません。不備なものはお返しすることとなりますので、事前によくご確認のうえ提出してください。

6 申請書及び添付書類

申請にあたっては、次の(1)から(11)までの申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）のうち、別紙「**申請書及び添付書類一覧表**」（P10）に示される申請に必要な書類を提出してください。

なお、申請書等の記入にあたっては、この要領及び添付書類の各様式の記入方法、欄外の注意事項を参照して、誤りや記入漏れがないようにしてください。

もし、提出書類に虚偽の事項を故意に記入した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがありますので、十分に注意してください。

- ① 申請書は日本語で作成し、その他の添付書類で外国語で記載されたものについては、訳文の付記又は添付をしてください。
- ② 添付書類に記載する金額については、日本国通貨に換算して記載してください。
- ③ 外国法人又は外国人にあつては、登記事項証明書及び納税証明書について、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類を添付してください。
- ④ 登記事項証明書等の各証明書は、いずれも申請日以前3ヶ月以内に証明されたものに限ります。

※営業所等の取扱いについては、次のとおりとしていますので申請手続きにあたっては留意してください。

- ① 山口県内に本店・本社を有する業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。
- ② 県外業者で山口県と請負契約を締結する営業所等は、本店又は本店以外の営業所等のいずれかの1つとします。

なお、本店以外の営業所等にあつては、その営業所等において別に定める「森林整備工事競争入札参加資格審査事務要領」（別表）に基づき格付を行い「森林整備工事競争入札参加資格者名簿」に登録しますので、この要領3に規定する資格要件を満たしているかを確認のうえ、申請手続きを行ってください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

- ① 法人の場合は、登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。
- ② 個人の場合は、「住所」は営業所の本拠地、「商号又は名称」は屋号等、「代表者氏名」は経営者の氏名を記入してください。
- ③ 技術職員の資格等の名称欄は、この要領3の(2)に規定する資格検定合格証等を

次に掲げる名称として記入してください。

- ・ 林業普及指導員（林業改良指導員を含む。）資格試験に合格した者にあつては「林業普及指導員」又は「林業改良指導員」
- ・ 技術士の第二次試験に合格した者にあつては「技術士（森林部門）」
- ・ 林業作業士（フォレストワーカー）の登録を受けた者にあつては「フォレストワーカー」、現場管理責任者（フォレストリーダー）の登録を受けた者にあつては「フォレストリーダー」、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者にあつては「フォレストマネージャー」
- ・ 林業技士の登録を受けた者にあつては「林業技士」
- ・ 林業に関する学科を修めた者の実務経験者にあつては「林業に関する学科修了者」
- ・ 指導監督及び施工管理の5年以上の実務経験者にあつては「実務経験5年以上」

（2）登記事項証明書及び誓約書

- ① 法人の場合は、登記事項証明書（申請日以前3ヶ月以内のもの）を添付してください。
- ② 個人の場合は、誓約書（第2号様式）を添付してください。
- ③ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）

（3）資格要件に必要な認定書等（写し）

この要領3の(1)に規定する次のいずれかの資格要件を有する通知書を添付してください。

- ① 法第5条第1項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書
- ② 建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書

（4）業務に必要な資格検定合格証等

- ① 技術職員の業務に必要な資格検定合格証等

この要領3の(2)に規定する次のいずれかの検定合格証等を有する証明書等を添付してください。

なお、同一人が2つ以上の資格等を有する場合には、そのうち主な1つの資格等を添付してください。

- ・ 林業普及指導員又は林業改良指導員の合格通知書（写し）
 - ・ 技術士（森林部門）の技術士登録証（写し）
 - ・ 林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録確認のできる書類（登録証の写し）
 - ・ 林業技士の登録証（写し）
 - ・ 林業に関する学科修了者は卒業証明書〔申請日以前3ヶ月以内のもの。（写し可）〕及び実務経験証明書（第5号様式）
- ② 作業職員の業務に必要な資格検定合格証等

この要領3の(3)に規定する伐木等の業務特別教育修了証(写し)を添付してください。

なお、3人以上の修了者(下記補講対象者は補講の修了を要する)が必要です。

※労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第32号)が令和2年8月1日に施行・適用されたことに伴い、改正前の伐木等の業務特別教育を受けた作業職員については受講した内容別に補講が必要となりますので、留意してください。なお、補講を受けた作業職員については補講の修了証等(写し)を添付してください。

(5) 納税証明書〔申請日以前3ヶ月以内のもの。(写し可)〕

① 国税

- ・法人の場合は、法人税並びに消費税及び地方消費税について
- ・個人の場合は、所得税並びに消費税及び地方消費税について

滞納がないことを証する税務署長の納税証明書を添付してください。ただし、消費税及び地方消費税については、免税事業者であれば当該納税証明書を添付する必要はありません。

② 山口県税

全税目の滞納がないことを証する県税事務所長の納税証明書を添付してください。

なお、個人事業主の方は、個人県民税についての市町長による証明書を併せて添付してください。

また、山口県内に本店・支店・営業所等がなく、県税の納付義務のない者については、県税の納税証明書は不要です。

(6) 財務諸表(審査対象となる営業年度の終了日以前2年の財務諸表)

- ① 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等を添付してください。
- ② 個人の場合は、青色申告者の場合は損益計算書、資産負債額調(貸借対照表)、白色申告者の場合は確定申告書、白色申告者(個人事業者)に係る流動資産・流動負債調査表(第11号様式)を添付してください。

(7) 営業所一覧表(第6号様式)

- ① 山口県内に本店・本社を有する業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。
- ② 県外業者で山口県と請負契約する営業所等は、本店又は本店以外の営業所等のいずれかの1つとします。

なお、本店以外の営業所等にあつては、その営業所等において別に定める「森林整備工事競争入札参加資格審査事務要領」(別表)に基づき格付を行い「森林整備工事競争入札参加資格者名簿」に登録しますので、この要領3に規定する資格要件を満たしているかを確認のうえ、申請手続きを行ってください。

(8) 委任状

- ① 指名競争入札参加資格の有効期間を通じて、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を本店代表（社長等）から代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合は、委任状（第7号様式）を添付してください。
- ② 山口県内に本店・本社を有する業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。

(9) 経営事項（第8号様式）

- ① 自己資本の額及び年間売上高は、財務諸表等と整合させて記入してください。審査の際、照合いたしますので説明をお願いします。
- ② 経営比率については、小数点第1位まで記入してください。

(10) 森林整備工事実績一覧表（第9号様式）

工事内容が不明なものについては、審査の際に口頭で確認させていただきますので、その内容を説明してください。

(11) 技術（作業）職員名簿（第10号様式）

この要領3の(2)、(3)に規定する技術職員1人以上及び作業職員（技術職員を含む。）5人以上（うち3人以上の伐木等の業務特別教育修了者）を常時雇用している者でなければ、指名競争入札参加資格者の要件を満たさないので注意してください。

- ① 技術職員及び作業職員の数は、申請書（第1号様式）の人数と一致させてください。
- ② 技術職員及び作業職員は、申請日の前日における常時雇用（パート・アルバイト等は除く）していることを確認しますので、次に掲げるものを審査の際、提示してください。

なお、郵送の場合は添付（写し）してください。

- 雇用保険の被保険者資格取得確認通知書
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書
- 貸金台帳（直近の3ヶ月間分の提示）

- ③ 森林施業経験年数欄においては、技術職員及び作業職員は森林の施業に係る作業の経験者であることから、経験年数を必ず記入してください。

7 提出部数

申請書等 1部

8 資格審査の結果通知

資格審査の結果を申請者に通知しますので、申請書等と一緒に84円切手を貼った長3封筒を提出してください。

なお、随時受付の場合で、受付及び審査を毎月15日までの間に終えた者に関しては当月末に、16日以降に終えた者に関しては翌月末に結果を申請者に通知します。

9 申請後に変更があった場合の届出

申請書を提出した後、次の事項について変更があった場合は、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（第4号様式）を提出してください。変更届の提出方法は以下のとおりです。

(1) 変更事項

- ① 住所
- ② 商号又は名称
法人である者に限り登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- ③ 代表者の氏名
ア 法人の場合は、登記事項証明書（写し可）を添付してください〔代理人を定めていれば委任状（第7号様式）を添付してください。〕。
イ 個人の場合は、誓約書（第2号様式）を添付してください。
- ④ 法第5条第1項の認定
改善計画認定書（写し）を添付してください。
- ⑤ 建設工事等競争入札参加資格
令和7年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格認定通知書（写し）を添付してください。
- ⑥ 営業所の名称及び所在地（本店、委任先の営業所及び県内の営業所）
法人である者に限り登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- ⑦ 代理人
ア 委任状（第7号様式）を添付してください。
イ 受任者の勤務する営業所が変更になる場合は、営業所一覧表（第6号様式）を添付してください。
ウ 委任先を変更する場合は、委任先がこの要領3に規定する資格要件を満たさないと資格の喪失となりますのでご注意ください。
- ⑧ 電話番号又はファックス番号
添付書類はありません。

(2) 提出方法

- ① やまぐち電子申請サービスの場合
やまぐち電子申請サービスからオンライン上で変更届の作成・提出が可能です。変更があった事項に応じて、変更内容が確認できる書類を添付のうえ、申請を行ってください。
なお、変更届の受理は申請者に郵送で通知するため、郵送料（手数料）84円のオンライン支払を行ってください。
※オンライン手続の場合は、84円切手を貼った長3封筒の提出は不要です。
- ② 持参又は郵送の場合
変更届の内容を熟知する方が持参又は郵送（担当者・問い合わせ先がわかる送信票等を添付）してください。変更届の受理を申請者に通知しますので、変更届と一緒に

84 円切手を貼った長 3 封筒を提出してください。

なお、変更があった事項に応じて、変更内容が確認できる書類を 1 部添付してください。

10 その他

競争入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることがあります。

－抜粋－

「森林整備工事競争入札参加資格審査事務要領」

(格付等級の決定方法)

第8条 前条の審査を経て、第4条の(3)の作業職員の数をもって、別表に定めるところにより資格の格付等級を決定するものとする。

別表

格付等級	請負対象設計額	作業職員数
A	500万円以上	10人以上
B	500万円未満	5人以上

申請書及び添付書類一覧表

○は必ず提出

△印は該当する場合は提出

要領6 番号	様 式 名	様式 番号	法人の 場合	個人の 場合	コピー の可否
(1)	○競争入札参加資格審査申請書	1	○	○	—
(2)	○登記事項証明書（法人の場合）		○		可
	○誓約書（個人の場合）	2		○	—
	○暴力団排除に関する誓約書	3	○	○	—
(3)	○要件上の資格認定書等（次のいずれか） ・改善計画認定書（法第5条第1項の認定）又は ・建設工事等競争入札参加資格認定通知書		○	○	可
(4)	○業務上の資格検定合格証等 （技術職員の場合は次のいずれかの1つ以上） ・林業普及指導員（林業改良指導員）資格合格通知書 ・技術士（森林部門）技術士登録証 ・林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）登録証 ・林業技士登録証		○	○	可
	・学歴の場合は卒業証明書（写し可）及び実務経験証明書 ・実務経験のみの場合は実務経験証明書 ・（作業職員の場合）伐木等の業務特別教育修了証（3人以上）	5			内記 可
(5)	○納税証明書（県税） ・県税（全税目） ・個人事業主は個人県民税		○	○	可
	○納税証明書（国税） ・法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税 ・個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税		○	○	可
(6)	○財務諸表（直前2年間の決算書類） ・法人の場合は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等 個人の場合は ・青色申告者の場合は損益計算書、資産負債額調（貸借対照表） ・白色申告者の場合は確定申告書、白色申告者（個人事業者）に係る流動資産・流動負債調査表	11	○	○	—
(7)	○営業所一覧表（県内に本社、本店がある業者は添付不要）	6	△	△	—
(8)	○委任状 ・支店、営業所などの長に県との取引上の権限を委任する場合 ※県内に本社、本店がある業者は営業所長等に代理権を与えることは不可	7	△	△	—
(9)	○経営事項	8	○	○	—
(10)	○森林整備工事実績一覧表	9	○	○	—
(11)	○技術（作業）職員名簿（全体5人以上必要） ・雇用保険の被保険者資格取得確認通知書、健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳を提示 ※賃金台帳は直近の3ヶ月間分を提示	10	○	○	—
	○資格審査結果通知書返信用封筒 ・長3封筒に返信先名称、住所等を記載し、84円切手を貼ったもの		○	○	—
	【郵送の場合】下記の通知書等の写しを添付 ・雇用保険の被保険者資格取得確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書 ・賃金台帳（直近の3ヶ月間分）		△	△	可